

アナ	<p>皆さま、こんにちは。「長寿医療ひとくちメモ」のお時間です。</p> <p>今週は、後期高齢者医療制度に関する様々な情報をお届けいたします。本日は後期高齢者医療制度の保険料、その軽減措置について、この制度を運営しております栃木県後期高齢者医療広域連合の〇〇さんにお話を伺いたいと思います。</p> <p>〇〇さん、よろしくお願いします。</p>
〇〇	はい、よろしくお願いします。
アナ	<p>昨日は、保険料の額を決めるときの基本となる保険料率のことをお伺いしましたが、今日は1人あたりの保険料についてお伺いしたいと思います。</p> <p>保険料の金額については、お一人お一人に等しく負担していただく均等割額と所得に応じて負担していただく所得割額の合計ということでしたが、そうすると、所得が多ければ多いほど保険料額が高くなってしまいませんか。</p>
〇〇	<p>そうですね、この制度でも所得が多くなれば保険料は高くなっていく仕組みとなっていますが、これは、保険制度は、加入者の支え合うことで成り立つ仕組みですので、所得の多い方にはその額に応じてご負担をいただくということになります。</p>
アナ	なるほど、所得に応じて負担は変わるというわけですね。このような所得に関することで、他にも何かありますか。
〇〇	<p>はい、逆に所得の少ない方は保険料が軽減されるしくみとなっています。</p> <p>詳しく申し上げますと、世帯主と被保険者全員の合計所得額によって、均等割の額を、9割、8.5割、5割、2割軽減するしくみや、所得割額の部分を50%軽減するしくみなどがあります。</p> <p>また、所得の少ない方だけでなく、この制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった方に対しても軽減するしくみがあり、平成21年度と同様、均等割額の9割軽減が継続されます。</p>
アナ	<p>そうなんですか。保険料の負担を和らげるいろいろな軽減のしくみがあるんですね。ところで、そういった保険料の軽減を受けるには、何か手続きは必要なんですか。</p>
〇〇	<p>いいえ、保険料の軽減は、被保険者や世帯主の所得によって決まりますので、特段の手続きは必要ありません。</p> <p>ただし、収入が全くない方や、障害年金等、特定の年金を受給していて他の収入がない方は、申告をして所得を確定する必要がありますので、お住まいの市や町へご相談ください。</p> <p>最後に、保険料のお知らせについては、お住まいの市や町からご本人あてに通知が届きますので、届きましたら内容をよくご確認いただきたいと思います。</p>
アナ	<p>ありがとうございました。</p> <p>この番組についてのお問い合わせは、 栃木県後期高齢者医療広域連合 電話028-627-6805 までお願いいたします。明日も、保険料について引き続きお話を伺います。</p> <p>〇〇さん、今日はありがとうございました。</p>
〇〇	ありがとうございました。